# 子どもの権利ニュース

第9号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2019年8月1日


## 委員長挨拶　～少年法適用年齢引下げ阻止を

子どもの権利委員会　委員長　岩佐　嘉彦（大阪）

2019年度子どもの権利委員会の委員長に就任しました岩佐（大阪弁護士会）です。

当委員会の目下の最大の課題は、少年法適用年齢引下げを阻止するための活動です。現在、法制審議会少年法・刑事法部会において、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へと変更することを検討中で、近く部会としての結論を出すことも予想されています。

少年法が、有効に機能していることは、部会において共通認識となっていますが、引下げ論者は、「民法上の成年年齢の引下げと整合させる必要がある」、「何歳から大人と扱うかにつき国法上統一する方が望ましい」等と主張しています。しかし、政府自身も、何歳から「大人扱い」するかは、それぞれ法律の趣旨目的から決するべきとしており、現に、飲酒・喫煙、公営ギャンブル等に関する各法律については20歳を基準として現行の適用年齢が維持されています。年齢引下げの論理は破綻しているといえます。

少年法適用年齢の引下げは、政府が取り組んでいる重要施策とも整合しません。子ども若者施策では、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等を実施するとしています。また、子どもの貧困対策では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じるとしているのです。

そして、近時大きな話題となっている児童虐待との関係では、虐待の被害が非行に関係があり、非行少年に対し、親子関係調整を視野に入れた支援が必要です。少年法の適用年齢の引下げがなされると更生のための効果的な支援ができません。

他にも、深刻化する子ども虐待への対応、懲戒権見直しを含む親子関係法制の問題、いじめやスクールロイヤーへの対応をはじめとする学校問題、子どもの権利条約の審査結果を踏まえた対応等喫緊の課題が満載です。こういった課題にも総力を挙げて取り組んでいきたいと思います。

## 第198回国会において成立した改正法律案の概要について

子どもの権利委員会　事務局長　磯谷　文明（東京）
子どもの権利委員会　子ども福祉緊急対応チーム座長　浜田　真樹（大阪）

### 民法等の一部を改正する法律案の概要

特別養子制度の法改正が検討されていることは、本年4月発行の本ニュース第7号でもお知らせしたところですが、本年6月、国会において民法等の一部を改正する法律案（以下「改正法」といいます。）が成立しました。そこで、今回の改正内容を改めてお伝えします。

◆対象年齢の拡大

改正法では、養子となる者の年齢につき、原則として申立てのときに15歳未満とし、「15歳に達する前から養親となる者に監護されており、かつ、15歳までに申立てができなかったことについてやむを得ない事由があるときは例外的に18歳まで」としました（改正後の民法817条の5）。対象年齢を大幅に引き上げることで、特別養子の利用促進を狙ったものです。

◆手続面の改正

改正法では、特別養子縁組の審判を二段階に分け、第1段階の手続ではその子が特別養子にふさわしいか否かを、第2段階の手続ではこれを踏まえて具体的な養親との適合性を、それぞれ判断することとし、第1段階は児童相談所長も申し立てられるようになりました（改正後の家事事件手続法164条、164条の2）。また、実親の同意（民法817条の6）の撤回に期間制限を設けました（改正後の家事事件手続法164条の2第5項）。これらは、いずれも特別養子を利用する養親候補者の負担を軽くするものと期待されています。

◆施行時期

改正法は2020年6月13日までに施行されることとなっていますので、今後の情報に御留意ください。

### 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

もうひとつ、児童福祉法を含む児童虐待防止関連法の改正法も成立しましたので、主に弁護士に関係しそうな点のみ、お伝えします。

◆改正の背景

2016年頃から児童相談所の組織や機能強化、関係機関の連携強化などに向けて法改正がなされてきましたが、2018年3月に東京都目黒区で発生した5歳の女の子の虐待死事件や、2019年1月に千葉県野田市で発生した10歳の女の子の虐待死事件などが直接の契機となり、更なる法改正への圧力が高まりました。

◆体罰の禁止

児童虐待防止法14条に、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず（以下略）」と定めることとされました（併せて、児童相談所長や児童福祉施設の長、里親なども体罰を加えることができないと定められました。）。

体罰禁止は当連合会も法律に定めるべきであると主張してきたところであり、高く評価できます。衆議院本会議において、安倍晋三総理大臣は、今後は、懲戒権の範囲内か否かを問わず、体罰に該当する行為はすべからく禁止されると述べました（本年5月10日本会議会議録）。そうすると、何が体罰に含まれるかが次の問題ですが、その点は必ずしも明確にはなりませんでした。この点、根本匠厚生労働大臣は、今回の規定は学校教育法を参考に規定したと述べるとともに、具体的な体罰の範囲等については、専門的な議論を経た上でガイドラインを作成していきたいと述べました（本年5月17日衆議院厚生労働委員会会議録）。当連合会としても、その議論とガイドラインを注視していく必要があります。

また、民法822条の懲戒権規定についても、改正法施行後2年を目途に検討されることになりました。「体罰」は禁止されるとしても、それに至らない有形力の行使は懲戒権として許されるという考え方もあり得るため、懲戒権そのものを削除することが肝要であると思われます。この点は、法制審議会において検討が開始されたところですが、当連合会は従前から懲戒権規定の削除を求めてきましたので、削除に向けた運動を展開していく必要があります。

◆弁護士の配置

2016年児童福祉法改正により児童相談所に弁護士の配置等が義務付けられましたが、今回の改正で「常時弁護士による助言または指導」を受ける体制をとることになりました。児童相談所と弁護士との緊密な連携が、ますます求められることになります。

◆子どもの権利擁護

改正法施行後2年を目途に、子どもの保護や支援に当たり、子どもの意見表明権を保障する仕組みを検討し、必要な対応をすることが附則で定められました。既に、厚生労働省の委託を受けて調査研究をした民間シンクタンクの報告書によりますと、児童福祉審議会を活用しつつ、子どもアドボケイト（仮称）という子どもの意見表明を支援する人を公費で置く構想が提言され、本年度からモデル事業として実施される見通しです。弁護士や弁護士会が児童福祉における子どもの意見表明権の充実にどのように取り組めるのか、早急な検討が求められています。

◆施行時期

一部を除き、2020年4月1日の施行が予定されています。